令和５年８月８日

令和５年度　第４回栃木地方最低賃金審議会の公開について

標記の審議会を下記のとおり公開いたします。

傍聴を希望される方は、下記の申込要領によりお申し込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策から、以下に該当する場合には傍聴をお控えいただくようお願いします。

○　**体調不安や症状がある方**

記

１　日　時　令和５年８月 23 日（水）　午前 10 時から

２　場　所　宇都宮市明保野町１番４号
　　宇都宮第２地方合同庁舎　５階大会議室

３　議　題

（１）栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

（２）栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について

（３）栃木県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

（４）その他

４　傍聴者　　８名以内

５　申込要領

（１）傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに傍聴を希望する審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及びメールアドレスを記入の上、郵送又は電子メールにて下記あてお申し込みください。

電子メールにて申し込みをされる場合、必ずメール本文に審議会の開催日等の必要事項を記入するようにしてください。

ファイルが添付された電子メール及びメール本文に差出人の記載のない電子メールは受け取れないので、注意してください。

様式は任意です。申込締切日は、令和５年８月 21 日（月）午後５時（必着）です。

〒３２０－０８４５
宇都宮市明保野町１－４　栃木労働局労働基準部賃金室
メールアドレス　tochigisaichin@mhlw.go.jp

（２）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴をお断りする方に対しては、審議会の前日（前開庁日）までに電話又は電子メールで連絡いたしますので御了承願います。

なお、希望者多数のため抽選を行った結果傍聴予定者となった方より審議会の前日（前開庁日）午後３時（必着）までに傍聴辞退について郵送又は電子メールで連絡があった場合には、傍聴をお断りする又はお断りした方の中から再抽選を行い、傍聴についての連絡を電話又は電子メールで連絡いたしますので御了承願います。

（３）審議会当日は、開始 10 分前までに来場し、傍聴者名簿に記入してください。
　入室は５分前からとなります。なお、審議会開始後の入室は認められませんので御注意ください。
（４）当日は、申し込みいただいた本人であることを確認させていただくことがあります。
（５）審議会の一部を非公開とする場合があります。この場合には、傍聴人は速やかに退室していただきます。
（６）車椅子をお使いになられる方は、その旨を申し込みの際にお書き添えください。
　また、介助の方がいる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

６　審議会傍聴に当たっては、次の事項を厳守してください。

※新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策のため、以下の事項についてご協力願います。

・その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施のため、マスクを携行し、必要に応じてマスクの着用ができるようにご協力をお願いします。

・会議当日、以下に該当する場合には傍聴をお控えいただくようお願いします。

○　体調不安や症状がある方

（１）傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
（２）事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
（３）携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
（４）写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の録画・録音機器の使用はご遠慮ください。
（５）静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
（６）審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
（７）プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
（８）ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。
（９）銃刀類その他の危険なものを持っている人、酒気を帯びている人、その他秩序を乱すおそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。
(10) その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。
(11) 上記の各事項に反する行為を確認した場合は、退室していただくことがあります。

７　その他

・駐車場が混み合っておりますので、バスなどの交通機関を御利用ください。

栃木地方最低賃金審議会

事務局：栃木労働局労働基準部賃金室　　ＴＥＬ 028-634-9109

《別紙２》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

※新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策のため、以下の事項についてご協力願います。

・その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施のため、マスクを携行し、必要に応じてマスクの着用ができるようにご協力をお願いします。

・会議当日、以下に該当する場合には傍聴をお控えいただくようお願いします。

○　**体調不安や症状がある方**

1　傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。

2　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

3　携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。

4　写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の録画・録音機器の使用はご遠慮ください。

5　静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。

6　審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。

7　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。

8　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。

9　銃刀類その他の危険なものを持っている人、酒気を帯びている人、その他秩序を乱すおそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。

10　その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

11　上記の各事項に反する行為を確認した場合は、退室していただくことがあります。

栃木地方最低賃金審議会

事務局：栃木労働局労働基準部賃金室